

令和6年5月28日
記者発表資料

革新的融資モデル『エコアセットかながわ』がスタートします！

～融資を受ける際に動産や知的財産権の評価費用の一部を補助します～

県では、2050年脱炭素社会の実現に向け、脱炭素に取り組む中小企業の動産や知的財産を融資に活かすため、6月3日から県内中小企業を対象に「エコアセットかながわ」をスタートします。

1 「エコアセットかながわ」の概要

金融機関と連携し、動産だけではなく、知的財産権の資産評価費用を補助(最大40万円)することで、経営者の個人保証に依存せず、事業性に着目した革新的な融資モデルを推進します。

こうした取り組みは、全国の自治体で初めてです。

詳しくは、別添チラシ『エコアセットかながわ』のご案内をご覧ください。

2 「エコアセットかながわ」利用による中小企業のメリット

企業の事業価値を活用した新たな資金調達方法であり、次のメリットが挙げられます。

- ・ 事業承継のハードルとなる経営者保証に依存しない融資の実現
- ・ 不動産以外の資産(在庫、設備、特許権等)の価値に基づいた融資枠、資金調達額の拡大
- ・ 事業の将来価値の見える化
- ・ 県の広報による脱炭素に取り組む融資利用者のイメージアップ

3 「エコアセットかながわ」取扱金融機関(7金融機関 制度開始時点)

銀行: きらぼし/横浜/静岡/スルガ/神奈川

信用金庫: かながわ/城南

4 「エコアセットかながわ」制度開始日

令和6年6月3日(月曜日)から

5 「エコアセットかながわ」についての問合せ

県金融課金融相談窓口(電話 045-210-5695) (平日8時30分～17時15分)

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

課長 大居 電話 045-210-5670

融資グループ 梅田 電話 045-210-5677



動産や 知的財産権を 融資に活かします!

補助上限

40
万円

専門の
評価機関が
資産価値を
評価します



脱炭素に取り組む中小企業の

イメージUPに貢献!

県HPや広報で、脱炭素に取り組む
制度利用者を紹介します。



金融機関から融資を受ける際に動産や知的財産権の
資産評価費用の一部を補助します!

“革新的融資モデル”

『エコアセットかながわ』▶

について詳しくは二次元コードから



電話相談も承ります 神奈川県金融相談窓口

045-210-5695

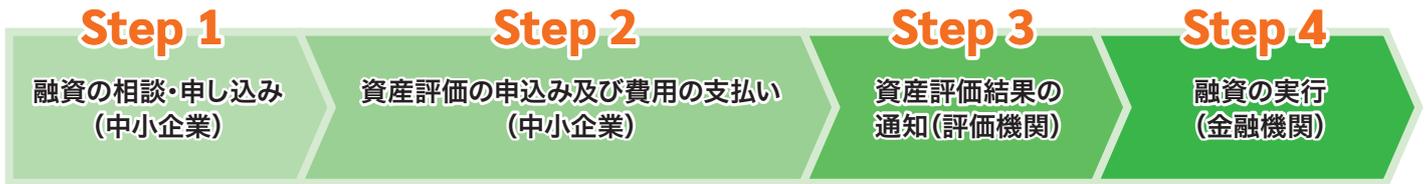
制度の仕組み

「エコアセットかながわ」のイメージ



※制度取扱金融機関の窓口に融資をお申込みください。※保証人は不要です。また、資産評価対象資産の担保設定は、必須ではありません。

融資までの流れ



融資実行後、県が金融機関を通じて資産評価費用の一部を補助します。

活用例

- ▶ 特許権の価値を中小企業と金融機関で共有し、事業計画の策定に役立てる
- ▶ 在庫の価値を担保とし、仕入資金を借り入れる 等

ご利用いただける方

次の**いずれかに**該当する中小企業

- ▶ 事業活動温暖化対策計画書を県に提出している又はかながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証、ISO14001、エコアクション21等の**脱炭素関連の認証を取得している**こと (融資の資金使途に制限はありません。)
- ▶ 融資の資金使途が**再生可能エネルギー発電設備など脱炭素に関するもの**であること (脱炭素関連の認証は不要です。)

※制度の利用は各中小企業につき1回のみです。

補助対象経費

次のような資産の評価費用が補助対象となります。



[商品や仕掛品]



[機械装置や自動車]



[特許権や実用新案権等の知的財産権]

補助額

資産評価費用(税抜き)の

中小企業者 **1/2**

小規模企業者 **2/3**

(上限40万円)

※不動産の評価費用は補助対象外です。

※小規模企業者とは、従業員数20人(卸売業・小売業・飲食業・サービス業の場合は5人)以下の中小企業者を指します。

●お問合せ

神奈川県産業労働局中小企業部金融課
(金融相談窓口)

電話 **045-210-5695**

エコアセットかながわ

検索